

中小企業の元気が 千葉県の元気

千葉県中小企業の振興に関する条例
ちば中小企業元気戦略



ちば

千葉県中小企業の

振興 に関する 条例

千葉県中小企業の振興に関する条例の基本構造

前文

中小企業の重要性と条例の必要性

目的 第1条)

基本理念にのっとり中小企業の振興
県の経済の発展と県民生活の向上に寄与

定義 第2条)

中小企業者 産学官民の連携 地域づくり

中小企業振興の基本理念 第3条)

- 中小企業の振興は、経済的社会的な変化に対応した経営の向上及び改善に向けた中小企業者の自主的な努力を促進することを旨とする。
- 中小企業の振興は、中小企業の経営の向上及び改善と地域づくりによる地域の活性化とが相乗的な効果を発揮することを旨とする。

関係者の責務・役割等 第4～10条)

県の責務 中小企業者等の努力 中小企業に関する団体等の役割
大企業者の役割 大学等の役割 県民の理解と協力 市町村への協力

<手段>

基本方針の策定 第11条)

内容 中小企業の振興に関する基本的方向
中小企業の振興のため総合的に講ずべき施策
手続き 中小企業者等の意見聴取 公表、県民の意見聴取 ⇒ 考慮して策定

18年12月に策定した
「ちば中小企業元気戦略」を
19年5月に、改めて本条の
「基本方針」として位置づけました。

中小企業振興のための基本的方向 第12～16条)

創業等への
意欲的な
取組の促進

連携の促進

経営基盤の
強化の促進

人材の確保
及び育成の
支援

地域づくり
による地域の
活性化

県の中小企業振興施策の公表と意見聴取
(第17条)

施策の実施状況の公表
中小企業者等の意見聴取
⇒ 施策を効果的なものに

施策実施上の配慮
(第18条)

調査及び研究
(第20条)

受注機会の確保
(第19条)

財政上の措置
(第21条)

千葉県では、中小企業経営を取り巻く厳しい環境変化を踏まえ、中小企業者との協働により、全国でも特徴的な「ちば中小企業元気戦略」を平成18年12月に取りまとめました。これは、地域の勉強会などでの中小企業者との意見交換を通じ、中小企業が抱える課題やこれを超えるための対策などを明らかにしたものです。

さらに、この戦略を基本として、「千葉県中小企業の振興に関する条例」を平成19年3月に制定しました。

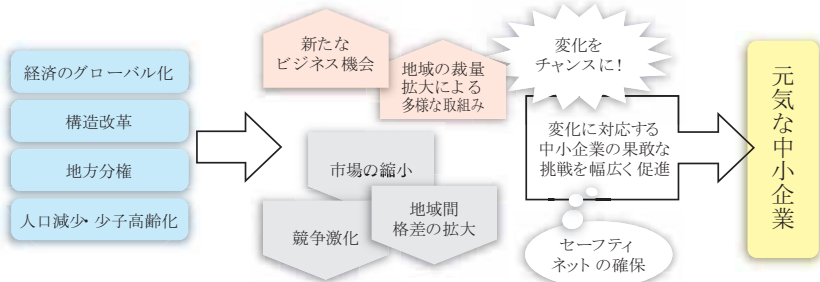
ちば中小企業

元気戦略

中小企業振興の基本理念

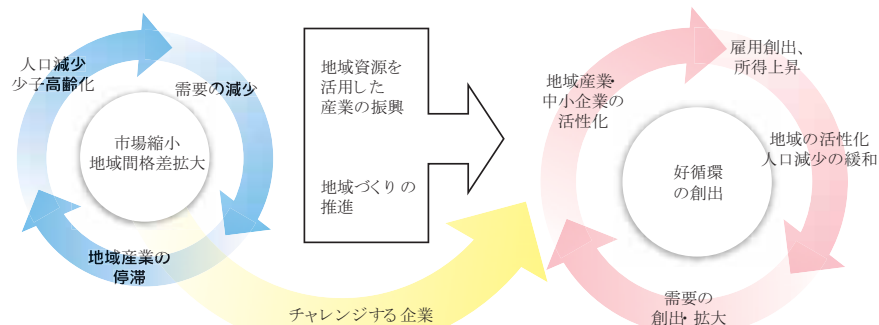
時代の潮流に対応した新たな中小企業活性化の必要性

経済のグローバル化、人口減少などの環境変化の下では、中小企業がこの変化を好機と捉え、これを乗り越えるための果敢な挑戦に取り組める環境づくりを、産学官民が連携協力し、地域を挙げて作り出す必要があります。



中小企業の活性化と地域の活性化の好循環の実現

人口減少、市場縮小などの環境変化の下では、中小企業の振興は地域づくり・まちづくりと一体的に行い、地域の活性化と中小企業の活性化が好循環、相乗効果を生み出していくことが重要です。



中小企業振興施策の活用

千葉県と支援機関が連携しながら、中小企業の方々のニーズにお応えし、事業展開を総合的に支援します。

施策の項目	主な担当課・機関
・経営革新の促進 ・相談・支援機関、機能の充実	○商工労働部経営支援課 TEL:043-223-2712 ○(財)千葉県産業振興センター(創業 経営革新センター) TEL:047-426-9011
・創業及び再生支援	創業支援 ○商工労働部経営支援課 TEL:043-223-2707 再生支援 ○商工労働部経営支援課 TEL:043-223-2707
・事業承継の円滑化	○商工労働部経営支援課 TEL:043-223-2790 ○(財)千葉県産業振興センター(創業 経営革新センター) TEL:047-426-9011
・中小企業の海外展開支援	○商工労働部経済政策課 TEL:043-223-2703 ○(財)千葉県産業振興センター TEL:047-299-2907
・地域づくり、まちづくりと連携した中小企業の活性化	商店街の活性化、大型店と地域商業の共生 ○商工労働部経営支援課 TEL:043-223-2824 地域資源を活用したビジネス展開 ○商工労働部産業振興課 TEL:043-223-2798
・技術力の向上、企業連携の促進	○商工労働部産業振興課 TEL:043-223-2718 ○千葉県産業支援技術研究所 TEL:043-231-4326 ○東葛テクノプラザ TEL:04-7133-0139
・中小企業のI T (情報通信技術) 利活用の促進	○商工労働部経営支援課 TEL:043-223-2712 ○(財)千葉県産業振興センター(創業 経営革新センター) TEL:047-426-9011
・資金調達円滑化	○商工労働部経営支援課 TEL:043-223-2707
・経済発展とバランスをとった規制、規制緩和の取組み ・官公需施策の推進	○商工労働部経済政策課 TEL:043-223-2703
・人材確保、人材育成	人材確保と定着化の促進 ○商工労働部雇用労働課 TEL:043-223-2741・2745 ○ジョブカフェちば TEL:047-495-0141 ○ちば仕事プラザ TEL:043-273-4510 ○商工労働部産業人材課 TEL:043-223-2754 企業のニーズに応じた人材育成 ○商工労働部産業人材課 TEL:043-223-2754

注) 主な担当課・機関を記載しております。個々の施策内容により担当課等が異なる場合があります。

条例、戦略に関する問い合わせ・連絡先

千葉県商工労働部経済政策課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号
電話 043-223-2703
FAX 043-222-0447
E-mail: keisei11@mz.pref.chiba.lg.jp

中小企業経営に役立つホットなメールマガジン
千葉県産業情報ヘッドライン(無料)

最新の情報をタイムリーに配信
役に立つ情報にダイレクトにリンク

千葉県ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/> の「千葉県のメールマガジン」をクリック

「千葉県産業情報ヘッドライン」をクリック

登録ホームにより登録

1 中小企業が果たす役割の重要性と戦略の視点

(1) 中小企業は県内企業の99.8パーセントを占め、地域において多用な役割を担っています。がんばる中小企業が地域とともに発展する環境づくりが不可欠です。



本県の経済発展の基盤

多様な雇用の場を提供

地域住民の生活を支え、まちづくりを担う

(2) 産学官民が連携し、次の5つの視点により継続的に取り組めます。

① 中小企業の自発的な挑戦を促進

環境変化に対応した新たな事業活動への取組みを促進します。

② 中小企業間、産学官民の連携による取組みの促進

経営資源の強化のため中小企業間の連携を促進します。地域の担い手である産学官民の連携協力の下、県、市町村は「地域経営の充実」、民間企業は「地域貢献の充実強化」、大学は「地域との連携強化」を図ることが求められています。

③ 経営資源の不足する中小企業の経営基盤の強化

資金をはじめ、中小企業に必要な経営資源の確保に配慮します。

④ 中小企業を支える人材の確保、育成

中小企業のニーズに対応した人材の確保、育成に向けた環境整備を進めます。

⑤ 多様な地域づくりと中小企業活性化の相乗効果の発揮

中小企業の活性化が地域の活性化に結びつき、その結果、中小企業の経営環境が改善するという好循環、相乗効果を生むような地域づくりを進めます。



2 中小企業の活性化に向けた取組方向

～12の課題～

中小企業が抱える課題を整理し、基本的な施策の方向を明示します。

第1 経営革新の促進

中小企業が存続、発展するためには経済社会環境の変化に対応し、新技術の開発、新商品やサービスの提供などの経営の革新を図ることが必要です。経営の革新に取り組む中小企業に対する個別・継続的な支援を実施します。

【主な基本的施策】

- ① 中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新への取組みの促進
 - ・ 経営革新優秀企業表彰制度「チャレンジ企業大賞ちば」
- ② 経営革新への支援体制の強化
 - ・ 窓口相談、専門家の派遣、販路開拓の支援
 - ・ 挑戦資金利子補給事業

第2 創業及び再生支援

地域経済の活性化や雇用の創出を図る上で創業の増加は重要です。創業に向けた取組から創業後の販路拡大、経営資源の確保などを支援します。また、取引先の倒産等による一時的な経営の悪化が技術力等を有する企業の廃業を招かないよう施策を実施します。

【主な基本的施策】

- ① 計画作成から事業展開までの支援体制の確立
 - ・ 創業・経営革新センターによるワンストップサービス
- ② 創業間もない企業等への総合的支援の充実
 - ・ 創業資金利子補給事業
 - ・ 中小・ベンチャー企業の販路開拓支援等
- ③ 中小企業に対する再生支援等

第3 事業承継の円滑化

中小企業は、経営者の平均年齢が上昇する一方、後継者の確保が困難になっており、事業承継は中小企業が直面する大きな課題です。支援体制の強化を図り、地域経済を支える中小企業の円滑な事業承継を支援します。

【主な基本的施策】

- ① 円滑な事業承継に向けた支援体制の強化
 - ・ 窓口相談、専門家の指導・助言
- ② M&Aを活用した事業承継の支援
- ③ 事業承継ガイドラインの普及促進

第4 中小企業の海外展開支援

経済のグローバル化が進み、中小企業も国際展開の必要性が高まっています。必要な情報の提供、販路の開拓などの施策により、海外展開に挑戦する中小企業を支援します。

【主な基本的施策】

- ① 中小企業の海外展開の個別支援の充実
 - ・ 専門家による契約書作成やビジネス通訳
 - ・ 海外への特許出願経費の助成
- ② 国際展開に向けたノウハウの提供
- ③ 海外への販路拡大支援

第5 地域づくり、まちづくりと連携した中小企業の活性化

少子高齢化、人口減少時代においては、地域の資源を活用し、観光分野、農林水産分野など幅広い産業で地域ぐるみの産業創出が必要です。また、地域コミュニティの核ともいうべき商店街など、まちづくりと一体となった総合的な取組が必要であり、それらの取組みを支援します。

【主な基本的施策】

- ① 地域資源を活用した新たなビジネスの展開の支援
- ② まちづくりと一体となった商店街活性化の取組みへの支援
- ③ 商店街活動をリードする人材づくり
- ④ 大型店と地域商業の共生の促進

第6 経済発展とバランスをとった規制、規制緩和の取組

引き続き規制改革に取り組むとともに、内容によって、構造改革特区制度の活用、国への要望・提案等を実施します。また、新たな規制、規制改革等に当たっては関係機関等との連携を密にし、対応を進めます。

【主な基本的施策】

- ① 構造改革特区制度の活用による規制緩和の促進
- ② 県及び市町村の規制改革の推進

第7 技術力の向上、企業連携の促進

技術力の向上は、企業、特に製造業の発展に不可欠です。このため県内関係機関の連携をいっしょに、中小企業の技術力向上に資する支援や中小企業が開発した新製品の販路開拓などを実施します。

【主な基本的施策】

- ① 技術力向上のための支援策
 - ・ 産業支援技術研究所（研究開発、技術相談、依頼試験、人材育成等）、東葛テクノプラザ（貸研究室提供、産学官による共同研究のコーディネート等）
- ② 地域ブランドの推進
 - ・ 「千葉ものづくり認定製品」の認定
- ③ 知的財産戦略の支援

第8 中小企業のIT（情報通信技術）利活用の促進

多くの中小企業が戦略的なIT活用について疑問や悩みを抱えています。そこで、支援機関と連携し、個々の企業のIT活用の状況や経営課題に応じた戦略的なITの活用を図ります。

【主な基本的施策】

- ① 経営におけるIT活用の普及促進
- ② 経営課題解決に向けたIT活用の促進
 - ・ IT活用について専門家を派遣、課題解決を支援
- ③ IT活用促進に向けた人材の育成

第9 資金調達への円滑化

金融は事業活動に不可欠な要素です。地域金融機関等と連携、協力して、中小企業のニーズに応じた資金供給を図ります。

【主な基本的施策】

- ① 利用しやすい融資制度の確立
 - ・ 中小企業振興資金等
- ② 保証人や担保に依存しない新しい融資制度の推進

第10 官公需施策の推進

中小企業の経営基盤の強化と競争力の強化の視点から、中小企業の受注機会の増大を図る総合的な取組を進めます。

【主な基本的施策】

- ① 新しい官公需の理念（視点）の確立
- ② 技術力のある中小企業の参入拡大
 - ・ 千葉ものづくり認定製品のトライアル発注の実施
- ③ 発注基準の見直し
 - ・ 総合評価方式、低入札価格調査制度の導入

第11 相談・支援機関、機能の充実

中小企業の事業展開の状況や発展段階に応じた適切な支援を継続的に実施していくため、相談・支援機関の機能強化、機関相互の連携による支援体制の充実を図ります。

【主な基本的施策】

- ① 創業・経営革新センターの機能強化
- ② 支援情報の提供機能の強化
- ③ 商工会などの機能の強化
- ④ 支援機関等の評価能力の強化

第12 人材確保、人材育成

中小企業の人材確保が厳しい一方で、働く意欲を持つ若者や高齢者などが就業できない雇用のミスマッチを解消する取組みを強化します。また、若者のキャリア教育、従業員の職業能力開発など、中小企業のニーズに応じた人材育成を進めます。

【主な基本的施策】

- ① 中小企業の人材確保と定着化の促進
 - ・ ジョブカフェちば、ちば仕事プラザの機能強化
 - ・ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ② 産学官連携による産業人材育成・技術承継の支援等

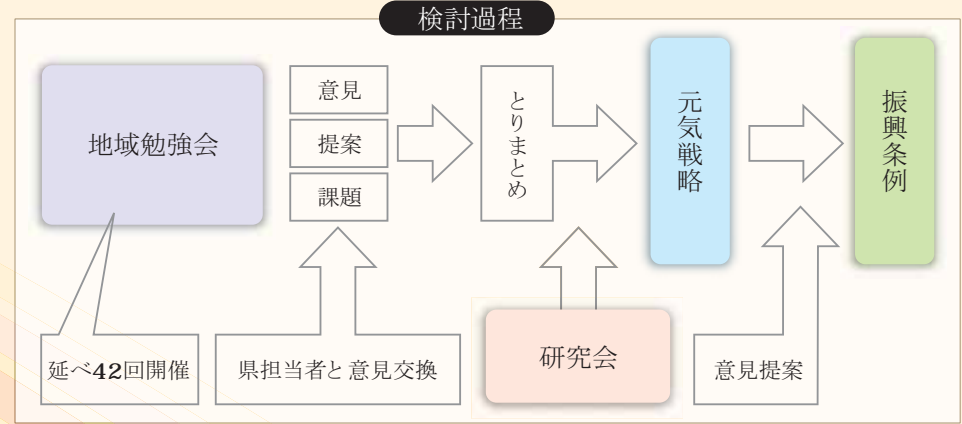
振興 に関する 条例



1 策定プロセスの特徴

～中小企業者との徹底討論による条例づくり～

中小企業者との協働によるゼロベースからの議論を積み重ねて作り上げたものであること。
本条例の元になっだ「ちば中小企業元気戦略」は、県内各地で自主的に開催される中小企業者の集まりである「地域勉強会」に職員が参加し、地域の現状や課題について活発な意見交換を行い（42回の勉強会、900人以上の参加者）、その結果を踏まえ、勉強会に参加した中小企業者の一部の方に学識経験者を交えた「中小企業振興に向けた研究会」（12回開催、別に起草委員会4回開催）で、中小企業の課題や対応方向等を幅広く検討し策定したものです。
さらに、本条例の骨子案自体もこの研究会で検討されたものです。



2 条例内容の特徴

～中小企業振興と地域活性化の好循環が基本理念～

- (1) 中小企業の活性化と地域づくり・まちづくりとを一体的に捉え、地域の活性化と中小企業の活性化の相乗効果を生み出すことが重要である旨を規定していること。
これは、人口減少、少子高齢化等により市場の縮小が危惧される中にある場合は、中小企業の振興は、個々の企業の経営努力に加え、より抜本的な地域需要創出に向けた対応が必要であり、そのためには、中小企業の振興を地域づくり・まちづくりと一体的に行い、地域の活性化と中小企業の活性化が好循環・相乗効果を生み出すよう施策を進めていこうというものです（前文）、（基本理念 第3条）、（地域づくりによる地域の活性化の促進 第16条）
- (2) 「産学官民の連携」という概念を導入し、これを重視していること。
これは、経済のグローバル化、規制緩和、人口の減少などによる中小企業を巡る厳しい経営環境を踏まえると、企業の自助努力を促すだけでなく、企業が活性化に向けた取組みを進めていく環境づくりを、地域社会の担い手である産学官民が連携協力し、地域を挙げて作り出していくことが必要であるという考え方によるものです（前文）（県の責務 第4条）（連携の促進 第13条）

- (3) 県や中小企業者の責務等のほか、大企業者や大学の役割を規定していること。
条例では、県、中小企業者、関係団体、大企業者、大学、県民など中小企業を取り巻く産学官民の責務・役割等を定めています。
大企業者は、地域社会や中小企業に対し大きな影響力を有していることから、地域づくりや中小企業振興に一定の役割を求めるといふ趣旨で、また、大学は、人材育成や研究、その成果の普及などが中小企業振興に資するものであることから、地域づくりへの取組みが期待されるという趣旨で、それぞれ規定したものです。（大企業者の役割 第7条）（大学等の役割 第8条）
- (4) 県が行う中小企業施策について、中小企業者等から意見を聴き、それを以降の施策に生かしていく旨を規定していること。
右7ページ3(2)を参照（中小企業振興施策の公表等 第17条）
- (5) 県が施策を立案・実施する際には、事前に中小企業への影響を考慮する旨を規定していること。
これは、県が中小企業に関わる施策を立案・実施する際には、部局横断的に中小企業への配慮に努めることを規定し、県全体が縦割りを排して、中小企業振興に向けた取組みを行おうというものです（施策実施上の配慮 第18条）

3 評価・検証過程の特徴

～評価・検証を通じ常に施策の見直しを実施～

- (1) 基本方針を定め、又は変更するに当たっては、中小企業者等の意見を聴くとともに、広く県民の意見を求め、その提出された意見を考慮して行う旨規定していること。
知事は中小企業振興に関する「基本方針」を定めなければなりません、その策定手続きに、県民や中小企業者等による参加やチェックの機会の仕組みを規定したものです（基本方針 第11条）
- (2) 県が行う中小企業の各種施策について、中小企業者等から意見を聴き、その意見を考慮して、施策をより効果的なものにするという施策のPDCAサイクルを規定していること。
これは、毎年度施策の実施状況を公表し、中小企業者等で構成する施策の進行管理を目的とした会議で意見交換するなどし、得られた意見を以降の施策に生かしていくことで、常に現場のニーズに応える施策を実施しようというものです（中小企業振興施策の公表等 第17条）

